政　令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

第一条中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(89)を削り、(90)を(89)とし、(91)から(170)までを(90)から(169)までとし、同項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三　二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十一号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二　二・三―ジブロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三　メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあっては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号(89)に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4　新令第一条第十六号の二に掲げる物であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5　この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣　滝　実

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表福島地方法務局の部郡山支局の款同支局の項中「郡山市
田村市」を「郡山市
須賀川市
田村市
岩瀬郡
石川郡の内
玉川村
平田村」に改め、同部白河支局の款同支局の項中「東白川郡」を「東白川郡
石川郡の内
石川町
浅川町
古殿町」に改め、同款須賀川出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中「南埼玉郡の内
白岡町」を「白岡市」に改める。